

鴻巣市指定給水装置工事事業者の 申請事務に係るご案内

指定の申請と各種届出について



令和5年7月20日

鴻巣市役所 上下水道部
水道課 給水担当

はじめに

私たちが水道事業に対しての基本的な理念となるのは水道法です。水道法は、「清浄」「豊富」「低廉」という水道事業の基本理念を定め、水道事業者のあるべき姿と、水道事業に係る国、行政（水道事業者）、指定給水装置工事事業者、製造者、第三者機関、そして、需要者のそれぞれの係わりの指標として存在しているものです。

平成8年の水道法の改正は、安全でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築といったことが事業基盤と考え、技術の進歩、多様化する給水用具の進歩の流れの中、規制緩和による水道事業形態の大きな変化を踏まえた改正でした。

この改正により、指定給水装置工事事業者制度が法的に規定され、給水装置工事主任技術者が国家資格として位置付けられ、給水装置における構造材質基準を国が明確にしたことで、各水道事業者においても供給規程の改正を行い、指定給水装置工事事業者制度、給水装置工事主任技術者、構造材質基準をそれぞれ規定しました。

水道法第14条で、水道事業者において供給規程を定めることにより、その供給規程の中で構造材質基準に準じた給水装置工事の施行を規定し（水道法第16条）、さらに、その構造材質基準に準じた施行方法を供給条件とし、適切にその給水装置工事を施行できる者を指定給水装置工事事業者として指定をし、その指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事を供給条件として規定できることを明文化しました。（水道法第16条の2）

また、この指定要件についても言及し、指定を受けようとする者の申請により行うこととし、申請手続きの統一を行うため、申請書の様式とその他申請に要する事項を同法施行規則に決めました。（水道法第25条の2）

さらに、指定の基準についても、給水装置工事の施行に必要かつ十分な技術力を保持していることを主たる要件として、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること、一定の機械器具を有していること、一定の欠格要件に該当していないこと等を全国一律の要件としました。（水道法第25条の3、25条の4、及び同法施行規則第18条、第19条、第20条、第20条の2、第21条）

指定給水装置工事事業者制度の導入から20年が経過し、指定の有効期間が無いことから、その指定の数が大幅に増え、廃止・休止等の状況が反映されにくく、所在確認がとれない指定給水装置工事事業者が顕在化してきました。

そのため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう指定の効力を5年とする指定の更新制度が導入されました。この更新制度では、指定の申請及び指定の基準を準用すると定めています。（水道法第25条の3の2）

このことから、指定給水装置工事事業者の指定及び更新の申請を行う皆様にあっては、所定の様式に必要な事項を記入の上、提出書類を添えて鴻巣市水道課へ申請をされるようお願いいたします。

結びにあたり、申請にあっては自らの位置付けを理解し、責務を遵守していただきますようお願いするとともに、当該指定給水装置工事事業者になった際には、変更等の届出の義務（水道法第25条の7）、事業基準（水道法第25条の8）の厳守に努めるようお願い申し上げます。

目次

- 1 新規に指定を申請する皆さまへ P 1
- 2 指定の更新申請 P 5
- 3 指定事項の変更の届出 p 5
- 4 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出 p 7
- 5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出 p 7
- 6 申請書類と各届出書の記入例 p 9

●申請・届出の受付場所とお問合せ先

鴻巣市役所 上下水道部 水道課

(担当) 給水担当

(住所) 埼玉県鴻巣市中央1-1 (本庁舎1階)

TEL (直通) 048-577-8133

受付時間 8:30~17:00 (土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。)

申請、届出の受付は随時行っています。窓口または郵送にて受け付けます。

窓口での受付は、申請書類確認のためお時間をいただきます。

(注) ご案内の中での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは、水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは、鴻巣市指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは、鴻巣市指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「更新」とは、鴻巣市指定給水装置工事事業者の指定の更新をいう。
- 6 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- 7 「指定事業者証」とは、鴻巣市指定給水装置工事事業者証をいう。

1 新規に指定を申請する皆さまへ

1.1 指定給水装置工事事業者とは？（法第 16 条の 2）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規定にあった給水装置工事を適正に施行することができるかと認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあっては、その基準（法第 25 条の 3）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

1.2 新規の申請について

（1）指定の申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受 付 期 間 ⇒ 指定の新規申請については随時受付けています。

受 付 場 所 ⇒ 鴻巣市役所 上下水道部 水道課

受 付 時 間 ⇒ 8：30～17：00（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

指 定 年 月 日 ⇒ 一定の審査期間終了後

指定事業者証の交付 ⇒ 一定の審査期間終了後

(2) 申請する事項（法第 25 条の 2、事業者規程第 4 条）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 当該給水区域内での給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地
（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号
- ④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
（施行規則第 20 条及び事業者規程第 5 条第 1 項第 2 号）
- ⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている「目的」欄の内容をすべて記入します。）

(3) 指定の基準（法第 25 条の 3、事業者規程第 5 条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
- ② 厚生労働省令で定める（施行規則第 20 条）機械器具を有する者であること

施行規則第 20 条、事業者規程第 5 条第 1 項第 2 号で規定する機械器具

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- エ 法第 25 条の 11、事業者規程第 9 条の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

(4) 指定を受けるための手続（法第 25 条の 2、施行規則第 18 条から 22 条、事業者規程第 4 条）

【申請に必要なもの】

●申請書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第 1）
- ② 機械器具調書（施行規則別表）
- ③ 誓約書（施行規則様式第 2）

④ * 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第3）

「*」印のものは、指定を受けた日から2週間以内に届出が必要となります。

●提出する書類

- ①（法人）定款の写し（原本写しであることの証明付・直近のもの）
- ②（法人）登記事項証明書（原本・発行日から3ヶ月以内のもの）
- ③（個人）住民票の写し（原本・発行日から3ヶ月以内のもの）
- ④ 選任されることとなる主任技術者の免状の写し（主任技術者証の写しも可、免状番号の確認用）
※主任技術者証の写しは、原則、申請時において有効な期限が記載されたものとしします。

●添付書類

- ① 機械器具調書に記入された機械器具の写真
- ② 事業を運営する事務所又は店舗の全景及び事業所名の分かる看板の写真
- ③ 事業を運営する事務所若しくは店舗の案内図又は地図

申請書類に必要事項を記入の上、提出書類及び添付書類を添えて申請をしてください。

申請書類はホームページからダウンロード及び印刷してください。

申請受付窓口においても、用意しています。

（5）指定までの流れ

申請書の提出 ⇒ 法、事業者規程に基づき鴻巣市水道課へ申請します。

審査 ⇒ 指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。

指定 ⇒ 指定要件を満たしていれば、指定されます。

手数料の納付 ⇒ 指定給水装置工事事業者手数料を納入します。

1件につき 10,000円

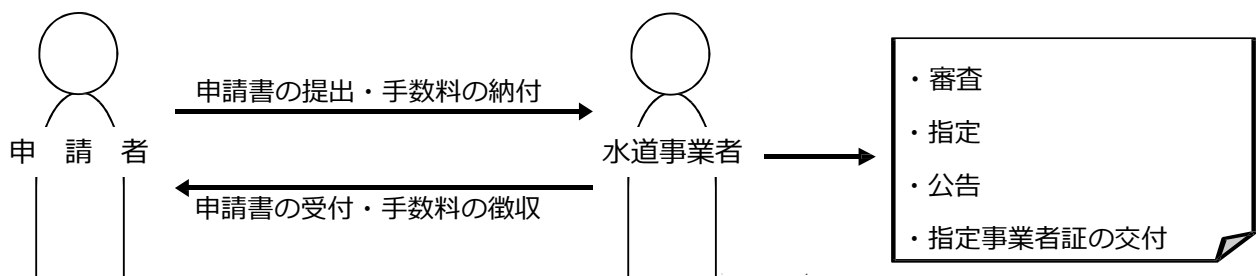
指定証の交付 ⇒ 指定証を交付します。

主任技術者の選任 ⇒ 指定を受けた日から2週間以内に選任し、届出します。

（法第25条の4第1項及び第2項、施行規則第21条第1項）

公告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。（法第25条の3第2項）

指定の申請についてのイメージ



(6) 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

① 日付は申請書を提出する日を記入してください。

② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。

イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア 「氏名又は名称」の欄には、名称（屋号）となるものを記入し、名称（屋号）がない場合は個人の氏名を記入します。

イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ 氏名又は名称の欄に屋号となる名称を記入したときは、「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③ 「役員」の記入についての注意事項（法人のみ）

ア 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

イ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

登記事項証明書に記載されている「目的」に給水装置工事の事業を行うものであることが含まれていることを確認するため、「別添、〇〇事項証明書の「目的」欄のとおり」と記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

ア 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、鴻巣市ホームページへの掲載事項となるため、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、水道事業者と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も同様に、水道事業者と十分協議の上、指示を受けてください。

《機械器具調書》

- ① 「年月日現在」は、申請日を記入します。
- ② 給水装置工事に必要な「管の切断用」、「管の加工用」、「接合用」、「水圧テストポンプ」の4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。
また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のものは、記入不要です。
- ③ 添付する機械器具の写真は、機械器具調書に記入した名称及び数量と一致（整合）するよう作成してください。

《誓約書》

- ① 誓約する日付も申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記した申請者を記入し押印についても同様とします。
※「誓約書」は、法人にあつては役員全員が法第25条の3第1項第3号に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 指定の更新申請

2.1 指定の更新申請とは？（法第25条の3の2、事業者規程第6条）

鴻巣市から給水区域内で供給規程にあった給水装置工事を適正に施行することができる認められ、その指定を受けた者「指定給水装置工事事業者」は、「5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う」と定めています。

また、指定の更新に当たり、指定の申請（法第25条の2）及び指定の基準（法第25条の3）を準用するとしています。詳細については、次のホームページをご覧ください。

《鴻巣市ホームページ》

水道課> 各種お問い合わせ> 指定給水装置工事事業者の皆さまへ> 指定の更新申請について

3 指定事項の変更の届出

3.1 指定事項の変更の届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

3.2 指定事項の変更の届出（施行規則第34条、事業者規程第8条）

【届出に必要なもの】

●届出書

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（施行規則様式第10）

●提出する書類及び添付書類

【様式第 10(第 34 条関係)】 届出事項	法 人				個 人		共 通
	届出書	登記事項 証明書 (原本)	定款 (写し)	誓約書	届出書	住民票	写真(店舗全景、看板) 案内図
氏 名					●	●	
名 称	●	●	△		●		●
住 所	●	●	△		●	●	●
事業所の名称	●	○	△		●		●
事業所の所在地	●	○	△		●		●
代表者の氏名	●	●	△	●			
役員 の 氏 名	●	●	△	●			
主任技術者の氏名又は 主任技術者が交付を 受けた免状の交付番号	「主任技術者の免状」又は「主任技術者証」の写し ※「主任技術者証」の写しは、原則、申請時において有効な期限が 記載されたもの						

主任技術者の氏名に変更があったときは、戸籍抄本などの氏名が変更されたことが分かるものを提示してください。

※●…提出が必須な書類。

※○…登記事項証明書に、事業所（支店等）の記載がないときは不要。

※△…定款の内容（記載事項）に変更がないときは不要。

※登記事項証明書は履歴事項全部証明書とする。

3.3 届出を要する事項及び届出期限

	届 出 項 目	個人	法人	届出期限
ア	氏名又は名称（屋号及び有限・株式・合名・合資の組織変更の場合を含む）	●	●	当該変更の あった日から 30日以内
イ	住所（住民票の写し又は登記事項証明書に記載されている本店の所在地）	●	●	
ウ	事業所の名称又は所在地（当該給水区域で給水装置工事を行う事業所）	●	●	
エ	代表者の氏名（登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名）		●	
オ	役員 の 氏 名		●	
カ	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	●	●	

3.4 届出の記入に係る諸注意

- (1) 日付は届出を提出する日を記入してください。
- (2) 「変更に係る事項は」は、表のアからカとなります。
- (3) 「変更前」は、変更前の内容を記入してください。
- (4) 「変更後」は、変更後の内容を記入してください。
- (5) 「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記入してください。
- (6) 届け出る役員が退任のみであるときは、誓約書の提出は必要ありません。

4 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出

4.1 主任技術者の選任又は解任の届出について

(法第 25 条の 4、施行規則第 21 条・第 22 条)

指定工事事業者は、事業者ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

指定工事事業者の指定を受けたとき、又は選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、2 週間以内に選任の届出を行わなければなりません。

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

4.2 主任技術者の選任又は解任の手續

(法第 25 条の 4、施行規則第 22 条、事業者規程第 13 条)

【届出に必要なもの】

●届出書

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（施行規則様式第 3）

●提出する書類及び添付書類

届出事項	法 人		個 人	
	届出書	主任技術者免状（写し）	届出書	主任技術者免状（写し）
選 任	●	●	●	●
解 任	●		●	

4.3 届出を要する事項及び届出の期限

(施行規則第 21 条第 1 項及び第 2 項、事業者規程第 13 条)

- (1) 新たに指定を受けたとき ⇒ 指定工事事業者の指定を受けた日から、2 週間以内
- (2) 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき ⇒ 当該事由が発生した日から2 週間以内
- (3) 選任した主任技術者を解任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。
- (4) 主任技術者を追加して選任したとき ⇒ 遅滞なく届け出てください。

4.4 その他留意事項

- (1) 指定工事事業者が主任技術者を選任するときは、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。
- (2) 主任技術者が複数の事業者を兼務する場合は、水道事業者担当者と十分協議の上、指示を受けてください。

また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務となる場合も同様に、水道事業者担当者と十分協議を行い、指示を受けてください。

5 指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

5.1 廃止・休止・再開における届出について（法第 25 条の 7、施行規則第 35 条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、厚

生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定めています。

5.2 廃止・休止・再開の届出手続（施行規則第 35 条、事業者規程第 8 条）

【届出に必要なもの】

●届出書

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（施行規則様式第 11 条）

※廃止及び休止を届け出る際に、指定事業者証の返納をお願いします。

●提出する書類及び添付書類

【様式第 11(第 35 条関係)】 届出事項	法 人		個 人	
	届出書	指定事業者証（返納）	届出書	指定事業者証（返納）
廃 止	●	●	●	●
休 止	●	●	●	●
再 開	●		●	

5.3 廃止・休止・再開の届出事項及び届出期限

- (1) 廃止の届出（事業を廃止したとき） ⇒ 事業を廃止した日から 30 日以内
（指定事業者証を返納してください。）
- (2) 休止の届出（事業を休止したとき） ⇒ 事業を休止した日から 30 日以内
（指定事業者証を返納してください。）
- (3) 再開の届出（事業を再開したとき） ⇒ 事業を再開した日から 10 日以内
（休止の届出の際に、添付された指定事業者証を返却します。）

5.4 届出に際しての諸注意

- (1) 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行うときには、指定の申請をする必要があります。
- (2) 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出」を提出し、指定を受けなおしてください。

6 本人確認・身分証明

本人なりすましによる不正な申請、虚偽の申請または届出を防止するため、申請または届出の際にご本人確認を行う場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

7 申請書類と各届出書の記入例

（表面）

指定給水装置工事事業者指定申請書

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、 住民票の写し又は登記事項証明書の住所の とおり記入してください。 ※法人の場合は、役職を記入してください。	申請者 氏名又は名称	鴻巣水道株式会社
	住 所	鴻巣市中央1番1号
	代表者氏名	代表取締役 水道 太郎
	電 話 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X 番 号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
※法人の場合（個人の場合は無記入） 代表取締役 <small>スイドウ</small> 水道 <small>タロウ</small> 太郎 取締役 <small>スイドウ</small> 水道 <small>ハナコ</small> 花子 監査役 <small>スイドウ</small> 水道 <small>イチロウ</small> 一郎	※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役等の全員の役職と氏名を記入してください。 ※合名・合資会社では業務執行社員の氏名となります。
事業の範囲	※法人の場合（登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容） 別添、〇〇事項全部証明書の「目的」欄のとおり ※個人の場合（事業目的） 給排水設備工事、給排水衛生設備工事 ※給水装置工事の事業を行うものであることを確認します。
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

<p>※主たる業務を行う事業所の名称(支店・営業所)を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。</p>	<p>(裏面)</p>
<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	<p>鴻巣水道株式会社</p>
<p>上記事業所の所在地</p>	<p>〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇</p>
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>
<p>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、必ず記入をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p style="text-align: center;">※免状のとおり記入のこと</p>	<p style="text-align: center;">第〇〇〇〇〇号</p> <p style="text-align: center;">※算用数字で記入のこと</p>

<p>当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称</p>	
<p>上記事業所の所在地</p>	
<p>上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名</p>	<p>給水装置工事主任技術者免状の交付番号</p>

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること

機 械 器 具 調 書

※種別は、記入例のとおりとします。
 （施行規則第20条）給水装置工事に特有の機械器具のもの（4種類）

年 月 日現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	<u>金切りのこ</u>		1	ステンレス鋼管用
	パイプカッター		1	
	エンジンカッター		1	
管の加工用の機械器具	<u>やすり</u>		1	
	<u>パイプねじ切り器</u>		1	
	パイプベンダー		1	
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1	
	<u>パイプレンチ</u>		1	
	モーターレンチ		1	
<u>水圧テストポンプ</u>	※下線付きの器具は必須となります。		1	

※名称は、各種別に対して「最低1項目」の記入が必要です。
 （提出する機械器具写真のもの）

※数量は、必要最小限の員数です。

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

写真台帳見本

※機械器具調書に記入された名称及び数量が写真と一致（整合）するよう作成してください。

〈管の切断用の機械器具〉

・金切りのこ



・パイプカッター



・エンジンカッター



〈管の加工用の機械器具〉

・やすり



・パイプねじ切り器



・パイプベンダー



〈接合用の機械器具〉

・トーチランプ



・パイプレンチ



・モーターレンチ



〈水圧テストポンプ〉



※青色のマーカーが塗られた器具は必須となります。

定款（写し） — 原本の写しであることの証明 —

定 款

鴻 巢 水 道 株 式 会 社

※定款（写し）の表紙や最終ページなどの余白に
記入してください。

この定款は原本と相違ありません

年 月 日
※代表者印を押印してください。

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。

※法人の場合は、役職を記入してください。

名 称 鴻巢水道株式会社 印
住 所 鴻巢市中央1番1号
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。
※法人の場合は、役職を記入してください。

申請者 氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央1番1号
代表取締役 水道 太郎

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

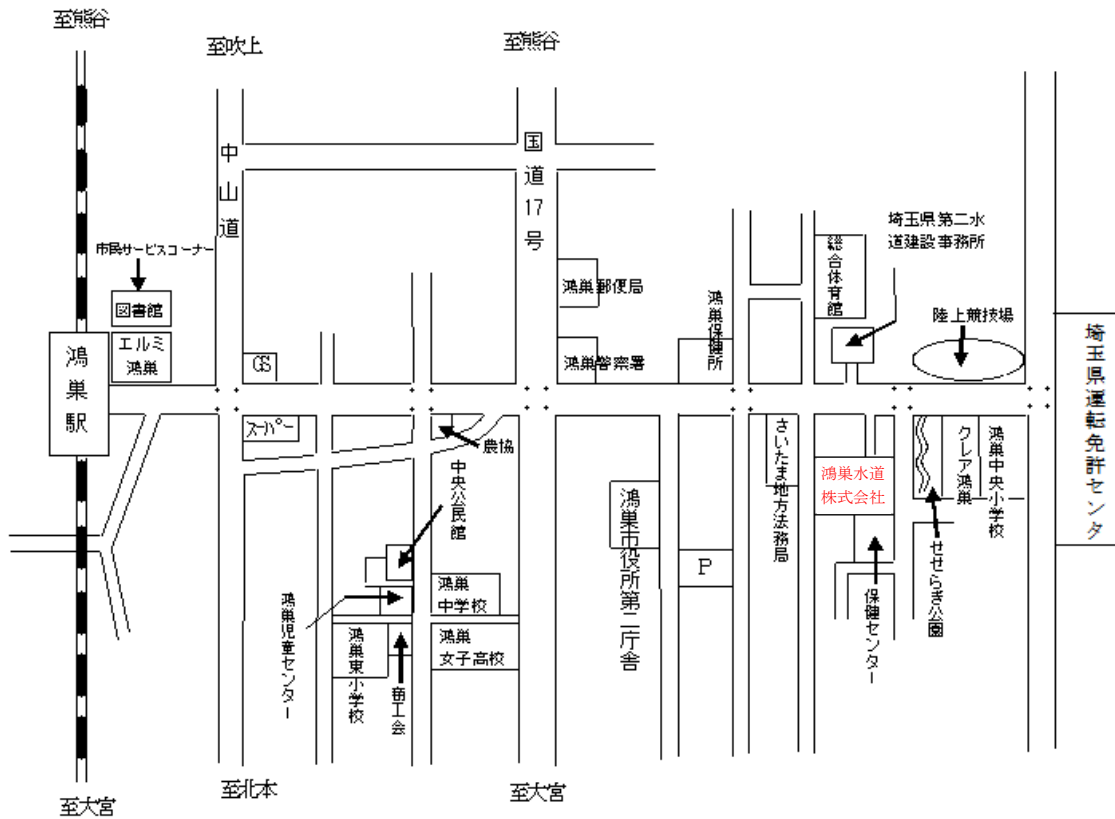
店舗全景・看板・案内図見本



事業所を運営する事務所又は店舗の全景が分かる写真
事務所内の写真

看板等の写真

住所 〒365-8601 鴻巣市中央1-1
TEL 048-541-1321



給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

鴻巣市水道事業
鴻巣市長 様

年 月 日

※「大字」、「丁目」、「番地」等は省略せず、
住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
とおり記入してください。
※法人の場合は、役職を記入してください。

届出者
鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央1番1号
代表取締役 水道 太郎

※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは
代表者印の押印は不要です。

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任 解任 の届出をします。

※届出内容を選択してください。

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	鴻巣水道株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する給水装置 主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・ 解任 の年月日
※不要な文字を二重線で消してください。		
水道 太郎	第〇〇〇〇〇号	〇年〇月〇日
※免状のとおり記入のこと	※算用数字で記入のこと	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

鴻巣市水道事業
 鴻巣市長 様

年 月 日

※「大字」、「〇丁目」、「〇番地」等は省略せず、
 住民票の写し又は登記事項証明書の住所の
 とおり記入してください。
 ※法人の場合は、役職を記入してください。

届出者 → 鴻巣水道株式会社
 → 鴻巣市中央1番1号
 → 代表取締役 水道 太郎

※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは
 代表者印の押印は不要です。

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	コウノスイドウカブシキガイシャ 鴻巣水道株式会社		
住 所	鴻巣市中央1番1号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
氏名又は名称	株式会社 鴻巣水道	鴻巣水道株式会社	※登記日を記入 ○年○月○日
住所	鴻巣市東 三丁目8番17号	鴻巣市中央1番1号	○年○月○日
事業所の名称	株式会社 鴻巣水道 関東支社	鴻巣水道株式会社 関東支社	○年○月○日
事業所の所在地	鴻巣市人形 二丁目2番103号	鴻巣市中央1番1号	○年○月○日
代表者の氏名	代表取締役 水道 三郎	代表取締役 水道 太郎	○年○月○日
役員 <small>の氏名</small>	取締役 水道 太郎	取締役 水道 花子	○年○月○日
	監査役 水道 四郎	監査役 水道 一郎	○年○月○日
	※必要な箇所のみ記入してください。		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

廃止
指定給水装置工事事業者 ~~休止~~ 届出書

~~再開~~

鴻巣市水道事業

鴻巣市長

※届出内容を選択してください。

年 月 日

届出者

鴻巣水道株式会社
鴻巣市中央 1 番 1 号
代表取締役 水道 太郎

※廃止、休止にあっては指定事業者証を返納してください。再開する場合は返納した指定事業者証の返還を受けてください。

※届出時に、代表者本人が直筆で代表者氏名を記入したときは代表者印の押印は不要です。

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の ~~休止~~ の届出をします。

廃止

~~再開~~

フリガナ 氏名又は名称	コウノスイドウカブシキガイシャ 鴻巣水道株式会社	
住 所	鴻巣市中央 1 番 1 号	
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 スイドウ タロウ 水道 太郎	
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の年月日	<p>※不要な文字を二重線で消してください。</p> <p>○年○月○日</p>	<p>※算用数字で記入のこと。</p>
(廃止 ・ 休止 ・ 再開) の理由	廃業のため (廃止、休止、再開の理由を記入する)	

(備考) この用紙の大きさは、A 列 4 番とすること。